

国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会の

議事等の取扱いについて

審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）の規定に基づき、国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会の会議の公開については、次のとおり取り扱うこととする。

議事等の取扱いについて

議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）

（別紙3）審議会等の運営に関する指針

3. 議事

(4) 公開

- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。